

# 福祉民生常任委員会会議録

平成29年4月28日

北 見 市 議 会

午前10時07分 開 議

○(隅田委員長) ただいまから福祉民生常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(武田次長) ご報告を申し上げます。ただいまの出席委員数は7名、全員出席であります。

以上であります。

○(隅田委員長) 本日は、報告案件の説明を受けた後、第1回定例会におきまして、当委員会に付託されました陳情第1号下水道汚泥・生ごみ等の自治体アミノ酸堆肥化等に関する陳情の審査を行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時07分 休 憩

---

午前10時08分 再 開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず初めに、市民環境部からの報告を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(佐野部長) おはようございます。それでは、北見市事業系食品残さりサイクル調査研究結果についてご報告させていただきます。

この調査研究でございますけれども、北見市一般廃棄物処理基本計画でございます排出事業者による資源化の促進に向け、平成28年度に北見工業大学と共同で調査研究を行ったものでございます。本日はこの調査研究の結果をご報告させていただくものでございます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては担当課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○(市山課長) それでは、私から北見市事業系食品残さりサイクル調査研究結果につきまして、お手元の委員会資料及び別冊の資料に基づきご説明させていただきます。別冊資料であります北見市事業系

食品残さりサイクル調査研究報告書につきましては、平成28年度に北見市と北見工業大学との間で共同研究を行った結果をまとめたものでございます。

委員会資料1ページをお開きください。1、目的として、現在北見市では、ごみを発生させない環境づくりの推進を掲げており、事業系食品残渣の減量、適正な処理及びリサイクルの推進を図ることを目的としてホテル、飲食店を対象に基本的情報の収集を行うための調査研究を行ったところでございます。

2、調査・研究内容といたしまして、別冊資料では2ページ以降となりますが、事業系食品残渣の処理方法としてはエネルギー処理、堆肥化処理、飼料化処理の3種類について検討させていただきました。

次に、別冊資料6ページをお開きください。北見市における処理の現状では、平成27年度の燃やすごみ中、生ごみを含むちゅうかい類は10パーセントであったことから、事業系食品残渣を資源として利用できれば、焼却ごみの10パーセント減量が可能となります。

次に、8ページ以降でございますが、食品残渣の処理の現状につきまして事業所を大・中・小規模の3種類に分けてございますけれども、事業所へのアンケート調査を実施した結果につきまして掲載させていただきました。

次に、別冊資料の16ページをごらんください。4、処理コストにつきましては、エネルギー化、堆肥化、飼料化の3種類につきまして検討を行っております。エネルギー化につきましては、表3のメタン発酵のコスト試算になりますが、液肥利用及び堆肥利用と水処理の生ごみとの北見市の想定の日当たり3トン程度ではコスト的に採算がとれないこと。堆肥化につきましても、18ページの中段、表5のとおり、同様に3トン程度では採算がとれないことがわかります。下段の表6でございますが、飼料化におきましても、3トン程度では採算がとれない状況でございます。

次に、別紙資料の19ページになりますが、5、北見市における食品残渣の処理の可能性では、事業系食品残渣のみならず、家庭系ごみを含めた北見市全体の可燃ごみを活用すれば、年間3万トンの10パーセントが生ごみでございますので、約3,000トンで1日当たり8.2トンとなります。また、単独ではなく2つの処理方法を合わせて行う場合では、バイオメタンと堆肥化を組み合わせることにより、ごみの減量化につながるものと考えてございます。その中で課題といたしましては、新施設建設や悪臭対策がござい

ます。20ページをごらんください。6、期待される処理方法の開発では、メタン直接改質による水素と機能性炭素の製造、バイオガスを高次利用した寒冷地農業の6次産業化モデル、パワー・ツー・ガスの3種類の処理方法の提案がなされております。

最後に、別冊資料24ページ、委員会資料では3の調査検討結果になりますけれども、5項目の調査検討結果が出されております。内容といたしましてはエネルギー化、堆肥化、飼料化のいずれの場合でも単独での事業化は難しく、また、家庭系ごみからの生ごみを加えても単独の事業化は難しいが、その場合につきましては、燃やすごみ全体の1割の減量化が見込めます。市の既存設備に併設し、エネルギー化と堆肥化を組み合わせることが望ましく、民間委託も可能と考える。また、収益の増加を求めるには価値の高い製品をつくる必要があり、多角的な視点でリサイクル事業を計画する必要がある。農業有機廃棄物も含めた事業の検討も必要と示されているところでございます。

報告書につきましては以上でございますけれども、今後の方向性といたしましては、今回いただきました報告結果をもとに庁内関係部署と実施の可能性を含め協議・検討を進めてまいりたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○（隅田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○（鈴木委員） これは報告でありますから、今後どのようにしていくのかという話では今のところないのかと。ただ、私たちが考えなければならないのは、焼却炉の延命対策という意味において、水をじゃぶじゃぶ入れたようなごみの中に焼却をしていく。いわゆる一般家庭から出てくる生ごみに対して、焼却炉の延命措置を考えていかなければならないと思うのです。そういったときに、将来的に何が一番よいかと言うと、この3つあるうちのエネルギー化なのかと私は考えますけれども、それにはまだまだ調査研究も足りない状況であります。それから言うと、堆肥化ということを中心に考えていけばいいのかという気がするのですが、今どのように思っていますかと聞いてもなかなか答えの出ることではないですけれども、私は昔からある地区にその農家なり堆肥組合なり置いて、その中で管理してもらう。後から出てくる下水道の汚泥処理の関係になりますけれども、こういったことも含めて堆肥化という形を考えただけであればと考えております。これは意見としか言えないのですけれども、何か考え方がるのであれば答弁してください。

○（飯田委員） 今ご報告をいただいたのですけれども、北見工業大学と共同で調査研究されたということでしたが、処理のコストで言うと、いずれも3トン未満だと採算があわないということなので、事業としては厳しいと思うのですけれども、将来的に少子・高齢化という部分で言えば、おそらくごみも頭打ちになってくる可能性もあるので、長い目で見たときに、北見市単独ではなく、近隣も含めて広域で検討し、採算ベースに合う5トンくらいの規模になるように検討することも必要ではないかと思うのですけれども、今回の調査結果報告を受けて、今後市としてどのようにやっていこうと考えているのか、お考えがあればお伺いしたいと思います。

○（市山課長） まず、鈴木委員から堆肥化も含めた中ということでご質問いただきました。現状の

北見市の廃棄物の状況といたしましては、生ごみの量を減らすということを目的に生ごみ堆肥化容器コンポストに対し助成させていただいております。また、水切り器というもので、生ごみを上から押して水分量を減らすというものを無料配布させていただいてると。いずれにいたしましても、こちらにつきましては、家庭で処理をお願いしているところが多いです。今回事業系食品残さリサイクル調査研究報告書を出させていただきましたが、堆肥化については今後どういった形にするのか。却炉の延命にかかわる部分もございまして、飯田委員からもご意見がありましたように、近隣も含めた検討ということもございまして、もしかすると事業的に採算がとれるのかということもございまして、今後は庁内及び各関係機関とも協議をさせていただきながら進めていきたいと考えております。来年、再来年すぐという話にはならないと思いますけれども、そういうことも含めて協議させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

（鈴木委員） 事業系のごみというのは、意外としっかり分別されているのです。家庭用のごみというのは、燃えるごみと称するものには限りがあるのです。やはり色々なものが入ってくるのです。そういったことも含めると、今水切り器等を使うと言っているけれど、全家庭が使っているわけではないので、将来的には先ほどから言うように延命措置ということを考えて、そのことに向かって進んでいただければと考えます。意見とします。

（菊池委員） 北見市では、留辺蘂自治区で生ごみの堆肥化を行っているわけですね。これは今の課題ではなくて、以前から特に家庭系ごみの中で、先ほど水を絞るといった話がありましたけど、実際にそういうことが必要なのではないかと。これは市民の意識としても当然そうあるべきなのではないかと。ただ、分別をして回収するということに費用がかかるということで、それなら分別しないで燃やしてしまったほうがいいのかというようなこと

が市の結論としてずっと続いているわけです。留辺蘂自治区の施設では、どんなふうに生ごみを回収して堆肥化しているのか詳しくわかりませんが、津別町なども堆肥化の中でそういう事業が取り組まれているのではないかと思います。そういう点で私が思うには、将来の課題と言っている場合なのかということなのです。生ごみの処理ということについて、事業系で成り立つとか成り立たないということではなくて、やはり市の環境行政として消費行政としてやっていくのだという方針がどこかで立てられていかなければならないのではないかと思いますけれども、その点どのようにお考えでしょうか。

（市山課長） 菊池委員から堆肥化につきまして、将来的ではなく喫緊の課題ではないかということで市の意見についてご質問いただいております。いわゆる焼却炉の関係等も含めまして、この堆肥化につきまして5年、10年という形になるかどうかを含めまして、どういう形が一番ベストかということが私たちとしてもまだ明確に定められていないものですから、あまり時間をかけずにとすることは申し上げられませんが、庁内で鋭意出来るだけ早く、スピーディーに進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

（菊池委員） 今の答弁だと事業系とか関係なく、北見市として生ごみ回収ということを検討していきたいという意味になるのですね。

（市山課長） 今回報告させていただいている部分につきましては、事業系のごみということになりますけれども、この後、陳情の部分で生ごみという形で明確な部分も出てきますので、そういうことも含めた中で、留辺蘂自治区は実際に行っていますけれども、北見・端野・常呂自治区を含めて生ごみを回収するかどうかということもまだ決まっていない状況ですので、そういう部分を含めた中で検討していかねばならないと思っております。

私からは以上です。

（佐野部長） 菊池委員からの市の生ごみに対す

る今後の方策についてのご質問でございますけれども、鈴木委員からの質問とも関連して、市の焼却施設をどこまで延命させるのかという部分も含めまして現時点でございますけれども、例えば北見市廃棄物減量推進審議会の中の検討結果でも、現在の焼却施設は平成38年まで有効利用することができる。そして、生ごみを燃やすことによって、そこは新たな生ごみの施設をつくる経費よりも市民負担が今現在のところは少なくなるのではないかとされておりまして。その中において、生ごみを堆肥化するですとか、資源化するというのは、今後、当然市として廃棄物行政として考えていかなければならないこととございますので、今現在調査結果をいただきましたので、この調査結果をもとに遅くならない時期に検討を始めて、方向性を見出してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

（隅田委員長） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で市民環境部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時27分 再開

（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部からの報告4件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（大栄部長） おはようございます。それでは、私から保健福祉部が所管いたします第5期北見市障がい福祉計画及び第1期北見市障がい児福祉計画、第7期北見市高齢者保健福祉計画及び北見市介護保険事業計画、第3期北見市健康増進計画、第2期北見市国民健康保険保健事業実施計画の策定についてご説明させていただきます。

ただいま申し上げました、各計画は平成29年度が

最終年度となりますことから、現在次期計画の策定を進めているところですが、計画の位置付けや基本的な考え方などをあわせまして、今後の予定につきましてご報告させていただきます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては担当課長及び主幹から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○（水落課長） それでは私から、第5期北見市障がい福祉計画及び第1期北見市障がい児福祉計画の策定について説明いたします。

お手元の委員会資料1ページをお開きください。初めに、（1）計画の位置付けでございますが、第5期北見市障がい福祉計画は、障がい者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として策定し、第1期北見市障がい児福祉計画は今般の児童福祉法の一部改正により市町村は障害児福祉計画を定めることとされたことから同法第33条の20第1項に基づく計画として策定いたします。

次に、（2）計画の基本的な考え方でございますが、第2期北見市障がい者計画の基本理念でありまして、すべての人が心豊かに安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、国の基本方針に基づき障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制を確保するための方策やサービス見込量、数値目標を定めることといたします。なお、サービス見込量及び数値目標の設定に当たりましては、北海道との調整が必要であることから、連携を図りながら進めてまいります。

次に、（3）計画期間でございますが、平成30年度から平成32年度までの3年間といたします。

次に、（4）計画の策定体制でございますが、障がい福祉団体等の関係機関で構成する北見市障がい福祉計画策定専門部会を設置し、ご議論いただくとともに、障がい福祉団体等との意見交換会を実施し、その中でいただいた意見を反映させるなどして策定することとしております。

次に、（5）策定作業の経過と予定でございます

が、資料に記載させていただいたとおり、平成29年11月には本計画の素案を策定し、その後パブリックコメントを行い、平成30年3月に計画を策定する予定でございます。

私からは以上でございます。

○（鈴木課長） それでは、私から第7期北見市高齢者保健福祉計画及び北見市介護保険事業計画の策定についてご説明させていただきます。

お手元の資料2ページをお開きください。初めに、（1）計画の位置付けでございますが、第7期北見市高齢者保健福祉計画及び北見市介護保険事業計画は老人福祉法第20条の8第1項に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項に基づく市町村介護保険事業計画として、両計画を一体的に策定させていただくものでございます。

次に、（2）計画の基本的な考え方でございますが、現計画の第6期計画の基本理念であります地域で支え合い、高齢者が安心していきいきと暮らせるまちを目指しての更なる実現に向け、国の基本指針に基づき、介護サービスや地域支援事業などの提供体制を確保するための方策のほか、北海道と連携を図りながらサービスの見込量などの数値目標を定めるものでございます。

次に、（3）計画期間でございますが、平成30年度から平成32年度までの3年間とさせていただきます。

次に、（4）計画の策定体制でございますが、医師会などの関係機関などで構成する北見市介護保険事業計画策定等委員会を設置し、ご議論いただくとともに市民向けアンケートの調査や住民懇談会を実施し、その中でいただいたご意見を反映させるなどとして策定することとしてございます。

次に、（5）策定作業の経過と予定でございますが、資料に記載させていただいたとおり、平成29年11月には本計画の素案を策定し、その後パブリックコメントを行いまして、平成30年3月に本計画を策定する予定でございます。

私からは以上でございます。

○（宮部主幹） それでは、私から第3期北見市健康増進計画、食育推進計画の策定についてご説明いたします。

委員会資料3ページをお開きください。初めに、（1）計画の位置付けでございますが、第3期北見市健康増進計画は健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画として策定し、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画を含む形で策定いたします。

次に、（2）計画の基本的な考え方でございますが、第2期北見市健康増進計画の基本理念であります市民が生涯にわたり健やかで、こころ豊かに暮らすことができる地域社会を目指しての更なる実現に向けて、国の基本指針に基づき、健康寿命の延伸、健康格差の是正及び食育を推進するための方策や数値目標を定めることといたします。

次に、（3）計画期間でございますが、平成30年度から平成34年度までの5年間といたします。

次に、（4）計画の策定体制でございますが、医師会等の関係機関などで構成する北見市健康づくり推進協議会を設置し、ご議論いただくとともに市民アンケート調査や食育関係団体等の意見交換会を実施し、その中でいただいたご意見を反映させて策定することとしております。

次に、（5）策定作業の経過と予定でございますが、資料に記載させていただいたとおり平成29年7月までに関係団体等の意見交換会を実施し、平成29年11月には本計画の素案を策定、12月にパブリックコメントを行い、平成30年3月に計画を策定する予定でございます。

私からは以上でございます。

○（佐野課長） 続きまして、国保医療課が所管いたします第2期北見市国民健康保険保健事業実施計画の策定についてご説明申し上げます。

委員会資料4ページをごらんください。初めに、（1）計画の位置付けでございますが、本計画は国民

健康保険法第82条第5項に規定する保険事業の実施に関する指針に基づく保険事業の実施計画、いわゆるデータヘルス計画として策定するものですが、同指針において高齢者の医療の確保に関する法律第19条第1項に基づく特定健康診査等実施計画と一体的に策定することが望ましいとされており、北見市特定健康診査実施計画を包含する計画として策定いたします。

次に、(2)計画の基本的な考え方ですが、被保険者の健康増進、疾病予防、重症化予防に向け、健康や医療に関する情報をもとに健康課題の分析を行い、特定健康診査などの保険事業を効果的かつ効率的に展開するための方策や数値目標を定めるものであります。

次に、(3)計画期間であります。本計画は平成30年度から平成35年度までの6年間といたします。

次に、(4)計画の策定体制であります。医師会等の関係機関と協議を行うとともに特定健康診査を実施している医療機関へのヒアリング及び被保険者への受診に関する調査等を通じて得た課題を整理し、計画策定に反映させることといたします。

次に、(5)策定作業の経過と予定であります。本年11月に素案を策定し、パブリックコメントを実施した後、計画案を国民健康保険運営協議会に報告し、平成30年3月に計画を策定、公表する予定としております。

計画策定に係る補足説明は以上でございます。

○(隅田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

(鈴木委員) 第3期北見市健康増進計画についてでありますけれども、この食育推進計画を含むという形になっておりまして、食育の面から子供たちへの位置付けというのはどういうことになっているのか。この中に含まれるのか、含まれないのか。そこを教えてください。

(菊池委員) 第7期の北見市介護保険事業計画にかかわってですけれども、これと地域総合支援事

業との一体的な検討についてはどうなるのでしょうか。

(鈴木課長) ただいま菊池委員から第7期介護保険事業計画等につきまして、本年度4月から実施させていただきました新規事業、日常生活支援総合事業の一体的な考え方ということなのですが、第7期につきましては、地域包括ケアシステムの構築に向けて更なる飛躍を考えている計画ということでございますので、当然のごとく総合支援事業についてもこの計画の中に盛り込んで市民の皆さんの意見を聞きながら策定させていただきたいと考えてございます。

私からは以上です。

(宮部主幹) 鈴木委員からご質問のありました食育推進計画の子供たちの位置付けということでございますが、この食育推進計画につきましては、子供から高齢者まで全てを含んだ形ということで、委員の中でもPTAの方ですとか、保育園、幼稚園の方も委員に入らせていただきまして広く検討していきたいと思っております。

以上です。

(菊池委員) 第7期の3年間と並行して地域総合支援事業の見通しを立てながら進めるということなのですが、実際に総合事業から撤退している業者がいますよね。それはなぜかということ、とてもこの事業をやっている経営が成り立たないという趣旨だと聞きました。この要支援1、2の方がかわる事業ですから、まだ介護度としては低いのですけれども、これが利用者の数としてはじわじわと増える予定だと思うのです。そういう事業所の判断がどんどん増えていけば、この事業そのものが成り立たないと同時に、国も言っているように、ここ何年間か増えた分全部を国がカバーするということではなくて、それを減らしていくような計画が既に出されていまして、国は社会保障全額の面倒は見ないと。3分の1程度でしかないというようなことが明らかにされていますし、2018年度以降の第7期には含ま

れないであろう内容は既に2018年度以降の中で導入していくということを検討している。それは、非常に心配された要介護1、2の生活支援を削っていかうということが、この間の議論ではそれは無理だとなっていたのが、次の議論ではもう一回それをやるのではないかと。いわゆる保留になったということで動いています。そのようなことで、この介護保険計画そのものが、住民にとっては本当に市民の介護をきちんと作ってくれるのかと。そういうことを心配しなければならない事態になってきています。そういう点で、地域総合支援事業と介護保険福祉計画そのものが絵に描いた餅になっていかないようにしなければならぬと思います。その点、どんなふう考えているのか。実態も含めて総合事業からの撤退という現実も既に見えていますので、その点の内容が分かれば教えてください。

（飯田委員） 部長から平成29年で各種の計画が終わって平成30年から4つ、第5期障がい者福祉計画から説明を受けました。スケジュール的には大体6月、7月に関係団体との意見交換を行って、11月くらいにそれぞれ策定するということになっているのです。しかし、その後12月にパブリックコメントがあって、結構ボリュームがあると思うのです。日程的にスケジュール調整は大丈夫なのかと心配で、過去に市の部局をまたがって市民説明会があったのですが、重複して出られなかったというのがあったのです。そういったことを考えれば、保健福祉部に関係している案件なので、パブリックコメントの日程や場所、期間は大丈夫なのかどうか心配しているので、お伺いしたいと思います。

○（鈴木課長） ただいま菊池委員からご質問がございましたが、介護予防日常生活支援総合事業実施にかかわりまして、事業所について撤退がどうかというお話だったのですが、本年1月に北見市内の介護予防訪問介護事業所及び介護予防通所事業所、計91カ所を対象にさせていただきました。本年4月からの新しい総合事業への参入意向を調査させてい

ただきました。その結果ですが、介護予防訪問介護事業所につきましては、全体で46事業所がございました。その中で、参入しないと言われた事業所が6事業所と、これにつきましては現在障がい者のヘルパーを行っている。介護ではないということでしたので、日常生活支援総合事業については特に問題はないというような答えがございました。また、介護予防通所事業、デイサービスなのですが、全体で21事業所がございました。その結果、1事業所が参入しないと。これはどういう事業所かと言うと、理由を確認したところ、障がい者向けにサービスを実施しているので、高齢者向けではないということでした。また、地域密着型の通所事業所は全体で24事業所ございまして、参入が23事業所、参入しないところが1事業所ございました。これにつきましては、当初から要支援1、2の方を対象としておらず、要介護のみということであったので、参入しないということで本年4月から市民の皆さま方に対して円滑にサービスをするために、事業所については特に参入していただけるという状況で判断して実施させていただいたところでございます。また、第7期に向けまして、今後、国、北海道の動向を確認しながら、国、道と連携して第7期計画を市民の皆さんの意見も十分聞いた上で策定させていただきたいと考えております。

私からは以上です。

○（岡田次長） 私から飯田委員からいただきました4計画のスケジュールに関してのご質問でございますが、委員からご意見いただきましたように、意見交換会や住民懇談会の日程については、それぞれ6月から8月にかけて実施することになっておりますが、ただいまご意見をいただきましたので、そういったスケジュールが重ならないように、住民の方々がこういった機会に多く参画できるように配慮させていただきたいと思っております。

また、パブリックコメントの実施につきましては、これから計画を進めてまいりますけれども、本委員

会については素案が策定されて、パブリックコメントを実施する段階で、その概要につきましてもう一度ご報告させていただき予定となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

(菊池委員) 先ほどの撤退している状況ということですが、障がいや障がい者ということではなくて、現在通常の介護保険にかかわる介護を行っている事業所なのですが、地域総合支援事業、要支援1、2に関してはうちの事業所はやらないことになりましたということ職員に表明されている。それはなぜかと言うと、皆さんに給料が払えない事業なので、そういうことにしたいと言われている。私もどうしてそういう状況になったのかというのを是非聞いてみたいと思ひますが、現実そういうことが起きている。全てではないですが一部で聞いてます。その辺りが非常に不安要素です。

それから、今これは非常に少ないのですが、北見市は今年から総合事業を始めていますが、既に前年、前々年からやっているところもありまして、一部この事業をやったことで、当初の予算よりも大きな支出が出たということに関して、その市町村から国に対してその分を補填していただけないかと申し入れをしたところ、それに対応するという実態が出てきている。これは、実際ボランティアとかそういうところに何かをやらせようとしてもなかなかできない。実際にそれを介護事業所にお願ひすると総合支援事業の費用ではまかなえない。だから国にこの分を出してくださいと言ったらお金が出た。つまり、現段階から費用は予算よりも膨らむということが予想されているということなのです。そういう事業なのだとも私たちが認識しなければならないのではないかと。その点は、国にも求めていく。ところが、そのうち予算は頭打ちにされるだろう。これだけかかりましたと言っても、どこかで足切りが出てくるだろうと予想されている

事業なのです。そういう点では、非常に先行きが不透明だと思ひますので、憂慮される状況ではないかということも含めて計画の見直しを進めてもらいたいと思ひます。

同時に、今パブリックコメントの話がありましたけれど、私はこの間ずっと見てきていて、パブリックコメントは全部インターネットですよ。これはいかがなものかと。以前に保健福祉部は、地域ごとに介護や福祉の問題で、一人を10何カ所や20カ所に意見の聞き取りを行っていますよね。そういうのは非常に重要だったと伺っていますので、単純にパブリックコメントという回答も出すわけですが、それだけでいいのかと本当に心配されている介護の先行きも含めて直接伺えるような場所が必要なのではないかと思ひます。是非ご検討願ひたい。いかがでしょうか。

(大柴部長) 菊池委員からご意見をいただきました。現実に懸念している自治体もあるというの伺っていますので、そこについては全道市長会を通じながら国に要望していきたい。後は国の社会保障審議会等、情報収集に努めて計画をつくっていきたくて思ひます。

また、パブリックコメントについては、今までも支所・出張所、総合支所に配布あるいは窓口等に置かせていただいておりますので、今回の4計画につきましては、基本的に11月と表明しておりますので、それにあわせて広報等を通じて市民の皆さんから意見をいただいきたいと思ひます。

また、介護保険事業計画策定のときには、住民懇談会等を行っておりますが、他の計画についても各関係機関と十分意見聴取、その他意見交換を進めていきたくて思ひます。

以上です。

(隅田委員長) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で保健福祉部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前10時54分 再開

(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

さきの定例会におきまして、当委員会に付託されました、陳情第1号、下水道汚泥・生ごみ等の自治体アミノ酸堆肥化等に関する陳情を議題といたします。

本日は、付託後最初の委員会ですので、初めに委員会として、陳情提出者を参考人として招致するかについて、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。意見のある方は発言願います。

(鈴木委員) 参考人ということで、いわゆる勉強会みたいな形になってしまうわけでありすけれども、その前に我々にはやらなければならないことがあると思うのです。やはり、これだけ大きなものがありますし、それから北見市の抱えている問題もありますので、外部から招致することは時期尚早もしくは必要ないのではないかと考えます。

(菊池委員) 条件があればとは思いますが。ただ、実際に今回いただいた陳情資料には、実例があるということになっていますよね。美唄市でしたか。ほかにもあるということで、何かの機会に委員会として視察等の項目に入れてもよいのではないかと、可能性があれば。そこで、実態としてどのような回収や処理をして、費用はどれくらいかかってという、そういう数字がこの陳情内容にはほとんどないのです。鈴木委員が言われたことでもありますけれども、現状から言えば、これから先の問題ですから、どのような処理の仕方ができるのかということに関しては、いろいろな考え方がこれからは出てくると思います。その一つとして考えたとすれば、早急に何かを求めているわけではないため、研究期間を設けることができるのではないかと思いますので、そのように対応させていただければよいのではないかと。

直接北見市民から対応しなければ問題が発生しているという状況で言われているものではないので、次の定例会までに必ず結論を出さなければならないという課題かどうかという点については、我々が判断できるのではないかと考えていますけれども。

(飯田委員) 陳情の趣旨からいって、いまの段階で招致して何かするというのはないだろうと思うのです。陳情を受けていますから、委員会としてどうするかということをやはりもう少し調査、研究してから必要であれば招致するというのも必要ですけれども、いまの段階では必要ないと思います。

(加城委員) この陳情文書にも書かれていますけれども、菊池委員もおっしゃっていたように、JAあさひかわやJAびばいは実施しているということですが、北見市の場合、JAあさひかわやJAびばいと違うところは、ホタテのウロの部分があると思うのです。ウロに関しては重金属が含まれているとか、さまざまな研究がされていますので、招致するというのではなく、北見市内や関係部局、市役所の中もちろんそうですけれども、もう少し時間をとって研究してからでよろしいかと考えております。

(隅田委員長) ほかに、ございませんか。

皆さんの意見を伺いましたら、参考人の招致は、いまの段階では行わないで、議論を進めてまいるので、菊池委員から意見がありましたとおり、次の定例会までに結論を急ぐのではなく、状況を確認しながら進めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(隅田委員長) 次に、今後の審査の流れについてですが、本日は審査における論点整理のため、理事者より説明を受け、一定程度質疑を行うこととし、次回以降、日を改めまして委員のみで意見交換を行ってまいりたいと考えております。

なお、正副委員長において理事者に資料の提出を求めていますので、提出されている資料に基づき

理事者の説明を求めてまいりたいと思いますので、  
よろしくお願ひいたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 01 分 休 憩

---

午前 11 時 01 分 再 開

( 隅田委員長 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、提出されております資料に基づき、理事者の説明を求めます。

( 佐野部長 ) それでは、陳情第 1 号下水道汚泥・生ごみ等の自治体アミノ酸堆肥化等に関する陳情にかかわり、委員会より資料の提出並びに説明を求められましたので、提出資料に基づきまして、北見市における生ごみの現状及びその対応につきまして、ご説明させていただきます。詳しくは担当課長より説明させていただきます。

また、上下水道局より資料の提供を受けており、こちらにつきましても合わせて廃棄物対策課長よりご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

( 市山課長 ) それでは、私から委員会資料に基づきご説明させていただきます。

委員会資料 1 ページをお開きください。北見市の生ごみの現状及び対応についてですが、1、平成 27 年度ごみ排出量について記載をさせていただいておりますとおり、現在、生ごみを分別収集しているのは留辺蘂自治区のみとなっております。

2、北見市における生ごみ処理の現状として、北見・端野・常呂自治区では、燃やすごみに含めて収集し、高温焼却処理を実施しており、留辺蘂自治区においては、花園堆肥センターにおいて堆肥化を行っているところでございます。

3、堆肥化への課題では、収集運搬、施設整備・維持管理にかかるコスト、また、生ごみへの異物混入や塩分、油分、重金属による堆肥の品質が課題と考えております。

4、北見市廃棄物減量化等推進審議会での検討結果では、現在の焼却施設では広域ごみ処理を含めても処理能力に余裕があり、更新時期である平成 38 年まで有効利用することで市民負担が少なくなることから、早急に生ごみの資源化を実施する状況にない。

また、更新時期が近づいた時点で資源化への是非を検討し、資源化の推進、廃棄物の適正処理を進めるべきであるとのこと提案をいただきました。

次に、2 ページをお開きください。さきほどご報告させていただきましたが、5、北見市事業系食品残さリサイクル調査研究報告書におきましても、エネルギー化、堆肥化、飼料化のいずれにつきましても単独の事業化は難しい。家庭系ごみを分別しても単独事業化は難しい。エネルギー化と堆肥化の組み合わせが望ましい。また、価値の高い製品を作る必要があり、多角的な視点でリサイクル事業を計画する必要がある。農業有機廃棄物を含めた事業の検討も必要という形で示されてございます。

これらのご意見をもとに、6、生ごみに対する今後の対応といたしまして、現在進めさせていただいております、家庭における生ごみの堆肥化容器や生ごみ処理機による堆肥化を推進することによる生ごみの資源化及び減量化の推進と、焼却施設の更新時期を目途に堆肥化、バイオガス化など資源化の方策について検討することと考えております。

なお、7、生ごみ堆肥化容器、コンポスト・生ごみ処理機への助成状況及び水切器の配布状況を記載させていただきます。

次に、3 ページから 4 ページになります。上下水道局から資料提供をいただきました北見市における下水汚泥の処理状況について、上下水道局にかわりましてご説明させていただきます。

下水汚泥については、市内 4 自治区の下水処理場から発生しており、処理については次のとおりとなっております。

北見自治区の下水汚泥は、全量を堆肥化し、北見自治区の農家に農地還元し、全量を有効利用してお

ります。

留辺蘂自治区におきましても、同じく全量を堆肥化し、留辺蘂自治区の農家に農地還元し、全量を有効利用しております。

端野自治区は全量を産業廃棄物として処理していますが、平成34年度以降は処理場の統廃合により北見自治区の汚泥とともに有効利用を予定しております。

常呂自治区では、栄浦終末処理場と合併浄化槽から発生した汚泥を常呂終末処理場で受け入れし、常呂終末処理場で発生した下水汚泥とともに脱水を行い、全量を産業廃棄物として処理しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

(隅田委員行) 説明が了しました。質疑のある方は発言願います。

(鈴木委員) いま資料を見させていただいて、やはり焼却施設の延命を考えていかなければならないと思います。更新時期が平成38年という中で、その時期になったら生ごみの資源化等の是非を検討するというのは、はっきり言うと議論を先延ばししたような印象と我々は捉えているのですが、いまの段階で何をしなければならぬかというのは、焼却施設の延命措置をしていくためにはどうするかだと思うのです。堆肥化等を行うということになれば、生ごみ等の搬入も難しいと思うのです。今はその現状を知らなければならぬのでありますけれども、さきほど少し触れられていましたが、ホタテのウロについての処理はどのように行われているのか、今のところの苦情や重金属等が含まれているものはないのか、処理はきちんとされているのか。それから、大量に出る下水汚泥は旧北見競馬場で処理していると思うのですが、これに関しては全量を北見自治区の農家に持っていった話ですけども、農家からはもう少しよくならないか、もう一步の堆肥物質になっているとのことなので、この辺については担当部署ではないから答えられないのか

もしれませんが、総じてそのような問題がないかお聞かせいただきたいと思います。

(菊池委員) 数量的に確認したいのですが、平成27年度の焼却量が約34,000トンというのは、市の焼却施設だと思うのですが、大体この10%程度が生ごみを含むちゅう芥類であると。それから、事業系可燃ごみは年平均で約10,500トン排出されているので生ごみは約1,050トンであり、先ほどの3トンというのは1日当たりという意味だと思うのですが、一般ごみを含めてどのくらいの量になるのかお聞きしたいのと、留辺蘂町花園堆肥センターでは、下水汚泥の発生量513トンのようなのですが、これはどのようにして回収・運搬をされていたか教えていただきたいです。

(隅田委員長) 理事者の答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

---

午前11時12分 再開

(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

(市山課長) まず私から、鈴木委員から質問いただきました、ホタテのウロの処理についてご説明させていただきたいと思います。

現在、ホタテのウロにつきましては、北見市、佐呂間町、湧別町が共同いたしまして、民間のリサイクル事業所をお願いをし、佐呂間町にある工場にて堆肥化処理をしていただいているということでお話を聞いてございます。

次に、下水道につきましては私も伺っていないものですから、後ほど資料にて提供させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、菊池委員からの留辺蘂町花園堆肥センターではどのようにごみ処理がなされているかというご質問ですけども、留辺蘂自治区では、燃えるごみと生ごみを分別しており、生ごみにつきましては週

2回収集を行い、花園堆肥センターへ持って行く形でございます。また、家庭系ごみの数字ですけれども、今回資料に掲載させていただいておりますごみの排出量につきまして、燃やすごみということで、生ごみを含めまして約30,000トンですので、北見市からの生ごみ等につきましては3,000トン程度が1年間に排出される量であり、365日で割ると約8トンになり、先ほどの報告となったところであります。

以上です。

(菊池委員) 先ほどの市の焼却施設には余裕があるという説明は気になる部分もあるのですが、なぜ生ごみを焼却しないかというのは、水を含んでいるからというのが理由だと思うのですが、生ごみが焼却炉に投入されることによって炉の温度が低下するなどにつながるのかと思うのですが、実際にいまの焼却状況の中で、燃料を追加するような焼却はされていないと理解してよいですか。生ごみが含まれていることで、普通の焼却では温度が下がってしまうので、多く燃料費を使っているようなことがあるのかどうか。そうであれば、その費用と生ごみをどのように処理しなければならないかという課題が出るかと思うのですがどうでしょうか。

(高橋次長) 焼却炉の燃料については、焼却する前は燃やすごみと一緒に生ごみが入っている状態なのですけれども、クレーンでかき混ぜて分けることによって、生ごみだけが焼却炉に入るのではなく、いろいろなごみを混合して焼却しているということで、生ごみだけを燃やすために燃料を追加することは一切行ってございません。

以上でございます。

(菊池委員) おそらく、生ごみを除けばもっと楽に焼却ができるのだろうけれども、いま現在は攪拌して燃やしているのもので特別な費用は発生していないという意味だと思います。もう一つ聞きたいのは、生ごみ堆肥化容器、生ごみ処理機は数が少ないので、あまり数字に左右されるようなものではないかと思えますけれども、おおよそ何パーセントくらいが家

庭で処理されていると判断すればよいのでしょうか。要するに燃やすごみに対して約10%、3,000トンくらい生ごみが発生しているのですよね。その何パーセントくらいが生ごみが家庭で処理されているのでしょうか。

(隅田委員長) 理事者の答弁を求めます。  
暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時18分 再開

(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

(市山課長) 菊池委員より生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器、コンポスト等の活用による生ごみの削減量についてご質問をいただいております。平成28年度につきましては、生ごみ処理機9台、コンポスト58台を配布しておりまして、両方合わせまして約3トン分の生ごみが軽減されていると想定させていただいております。

(菊池委員) 9台、58台というのは配布数ですよ。総数では市内に何百台とあるわけですよ。それで約3トンの軽減ということでしょうか。

(鈴木委員) ホタテのウロについては、漁業組合ごとに集めて1カ所で処理、また堆肥化しているということで、これは安心できます。

それから、上下水道局ということで所管は別でありますけれども、資料の文章を読みますと、下水道汚泥についてもすべて有効利用していると書いてありますのでこれも安心できると。

では、何を理由にアミノ酸堆肥化事業を我々は審議していかなければならないかということについては、一番はやはり焼却施設の延命の問題であります。いまお聞きしましたら、生ごみは一般の燃やすごみと混ぜているので、生ごみの水分がついたものだけを焼却しているのではないとお答えをいただきました。そういったことも含めると、この案件につ

いては継続審議ということで進めるのがよいかと。  
というも、喫緊の課題というものは想定されていないので、継続審議としてはどうかと委員長、私は思うのですけれども。意見としてお願いいたします。

（市山課長） 菊池委員からの生ごみ処理機とコンポスト活用による生ごみ軽減量に関する質問をいただきました。これまでに生ごみ処理機への助成台数といたしましては76台、コンポストの助成台数としては359台でございます。それらを含めまして、生ごみの軽減量としましては、24トン程度であると想定させていただいております。

以上でございます。

（隅田委員長） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、今日の陳情についての質疑は以上で終了したいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

---

午前11時22分 再開

（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の審査はこの程度にとどめ、次回改めて審査を行ってまいります。

なお、次回の委員会につきましては、正副委員長で協議の上、改めて委員の皆様にご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前11時22分 閉会

---